

入会手続と審査基準

1. (総 則)

社団法人斜面防災対策技術協会(以下「本会」という。)に正会員として入会を希望するものに対する審査、承認、入会に関する事務手続きは本基準による。

2. (申込者の資格)

正会員の申込者の資格は、地すべり対策に関する調査、工事並びに機械、器機材料の製造販売の実績1年以上を持つ法人又は個人(支店、営業所等の代表者を含む—以下「個人」という。)であって、本会の目的に賛同するものとする。賛助会員の申込者の資格は、本会の趣旨に賛同する法人又は個人とする。

3. (申込みの手続)

入会を希望するものは、その法人又は個人の所在地が属する本会支部に次の書類を提出する。但し、賛助会員にあっては本部所属を希望することができる。

- (1) 本会所定の入会申込書
- (2) 本会所定の会員カード
- (3) その他本会より提示する書類

4. (審査基準)

本会支部は、会員の入会については次の基準に従って審査する。但し、必要に応じて申込者の代表者の意見を聞くものとする。

- (1) 経営内容が健全であって、地すべり対策技術を向上する積極的意志を持ち、斯業の健全な発展と普及啓蒙に協力し、他の会員と協調親睦できると認められること。
- (2) その他必要と認められる事項

以上のほか正会員にあっては、次の基準も審査の対象とするものとする。

- (1) 地すべり対策業以外の業務を兼ねるものは、地すべり対策業に専属する技術者、機械器機並びに調査工事経歴等を審査し、その能力が相当以上と認められること。
- (2) 本会及び支部の実施する技術者研修、技術講習会等に積極的に参加する意志のあること。

5. (入会の審査、結果通知)

- (1) 本会支部長は第4項の審査に合格したものは、すみやかに会長に推せんする。会長は本部理事会の審議を経て入会の可否を決定し、申込者に文書をもって通知し、その写しを当該支部に送付する。
- (2) 支部所属の賛助会員の入会については、支部理事会の審議を経て、入会の可否を決定し、承認したものはその写しを本部に送付し、すみやかに文書で入会者に通知する。

6. (入会の承認)

申込者は入会決定通知を受けた日から1カ月以内に入会金及び所定の会費を所属支部に

納入する。

7. (施行)

本基準は昭和54年5月22日より施行する。

改定 平成2年5月24日より施行する。

改定 平成6年5月23日より施行する。